

様式第1号（第4条関係）

有田町長 様

申請年月日 年 月 日

有田町さが暮らしスタート支援事業移住支援金交付申請書

有田町さが暮らしスタート支援事業移住支援金交付要綱第4条の規定に基づき、支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			西暦 年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）			人
支援金の種類	就業	起業	農林漁業	スポーツ		
	事業承継	伝統工芸	空き家			

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）

別紙1「有田町さが暮らしスタート支援事業移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「佐賀県及び有田町さが暮らしスタート支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、有田町に居住し、かつ、就業・起業等する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
（就業の場合のみ記載）就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
（事業承継の場合のみ記載）「事業引継ぎ奨励金交付要領」に基づく「移住加算奨励金」の申請の意思について	A. 意思がある	B. 意思がない

※各種確認事項のB. に○を付けた場合は、支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

様式第1号（別紙1）

有田町さが暮らしスタート支援事業移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 有田町さが暮らしスタート支援事業に関する報告及び立入調査について、佐賀県及び有田町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 申請者及びその世帯員は、以下のいずれにも該当する者ではありません。なお、有田町が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。
 - (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 以下の場合には、佐賀県さが暮らしスタート支援事業実施要領及び有田町さが暮らしスタート支援事業移住支援金交付要綱に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明したとき：全額
 - (2) 支援金の申請日から3年未満に有田町以外の市区町村に転出したとき：全額
 - (3) 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞したとき：全額
 - (4) 地域活性化等起業支援事業に係る交付決定を取り消されたとき：全額
 - (5) 支援金の申請日から1年以内に承継した事業を廃止したとき：全額
 - (6) 有田町空き家流通促進奨励金又は有田町移住支援空き家改修補助金の交付決定を取り消されたとき：全額
 - (7) 支援金の申請日から3年以上5年以内に有田町以外の市区町村に転出したとき：半額

様式第 1 号（別紙 2）

佐賀県及び有田町さが暮らしスタート支援事業に係る個人情報の取扱い

- 1 佐賀県及び有田町は、佐賀県及び有田町さが暮らしスタート支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他法令の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。
- 2 また、佐賀県及び有田町は、当該個人情報について、移住支援事業の円滑な実施のため、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。
- 3 有田町は、定期的な住民基本台帳による居住確認を行うとともに、転出した場合はその転出先の確認を行う場合があります。